**平成３０年度第１回大阪府子ども施策審議会**

**日時　平成３０年１１月２２日（月）**

**１０時０0分～１２時００分**

**場所　ホテルプリムローズ大阪　高砂**

【事務局】議事３（１）について説明

○会長代理　ありがとうございます。ただ今、幼保連携型認定こども園認可部会と社会的養育体制整備計画策定部会の２つの部会についての活動状態についてご報告いただきましたが、何か、委員の先生方、ご質問、ご意見ございましたら、ぜひ、おっしゃっていただきたいのですが、いかがでしょうか。はい。お願いします。

○委員　教えていただきたいのですが、一時保護ガイドラインを踏まえた一時保護の見直しということで、他のものはどのようになっているのかわかるのですが、一時保護の見直しがどのような方向で考えられているかを教えていただければありがたいと思います。

○会長代理　事務局さん、コメントございますか。国がおっしゃっているのは一時保護所なのですが、子どもたちがほとんど外出できない状況の中で、法律上は約２か月というくくりがございますが、延長も可能という中で、法的には２か月ぐらい子どもさんが一時保護所の中でずっと暮すわけです。ほとんど外出もできない状況で、よく問題になっていますのが学習権、学習に関してきちんとした学校教育が受けられないのではないかとか、施設自体が子どもさんが外に出られないので、非常に閉鎖的な空間の中になってしまうこと、そのようなあたりをどのように改善するか、多分、国からの資料で出ていると思いますが、何か、事務局さんコメントございませんでしょうか。

○事務局　今、会長代理からご説明いただきましたように、現在、一時保護所に入っている児童というのは、虐待の子どもさんの割合がかなり高くて、緊急に保護される状況があります。そのため、取急ぎ子どもの虐待等からの安全を確保するというところに視点が置かれているところがありまして、一時保護された子どもさんの権利というものをあらためて保障しようということで、先ほど言われたような教育の観点や外出をどのようにするのか、開放性のあるところで一時保護すべきではないかというところも含めてガイドラインに示されております。また、第三者評価といった第三者の目からのチェックという視点も盛り込まれていますので、大阪府としてもそのようなところを一時保護施設の中でどのように保障していくのか議論していく必要があるのかと考えておりますので、この中で議論させていただきたいと思っております。

○会長代理　よろしいでしょうか。ほかに何か、ございませんでしょうか。はい。お願いします。

○委員　参考までに教えていただければということで、認定こども園の数の推移が、来年４月の予定が６７３移行予定ということですが、保育所の数と幼稚園の数の推移の数字がわかれば教えていただければと思います。残っている数で、保育所が何園残っているのか、幼稚園もいくつぐらい残っているのか、大阪府下の総数がわかれば、参考までに教えていただければと思います。

○会長代理　はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○事務局　幼稚園の数字は持ち合わせていませんが、認可の保育所の数でいきますと、昨年度の４月１日では、９８４園ございました。今年度の４月１日については、９８１園ということで、概ね同じぐらいの数字となってございます。

　幼稚園につきましては、私学課から説明させていただきます。

○事務局　幼稚園ですが、私立幼稚園になりますが、今年度、まだ認定子ども園等に移行されていない幼稚園としましては２４９園ございます。

　平成３１年度の見込み、あくまで現在の見込みですが、平成３１年度におきましては４１園、これはまだ未確定でございますが、移行予定で、まだ移行していない幼稚園数としては２０７園になると、ここは聞き取りの状況なので数字は若干増減があるかと思います。

○会長代理　速やかなご対応、ありがとうございます。よろしいですか。ほかにいかがですか。認定子ども園、特に幼保連携型は国も力を入れているのですが、かなり数が増えてきましたが、今後どのように動いていくかを見ていければ、はい。何か、ございませんでしょうか。

○委員　ありがとうございます。子どもの権利保障及び家庭養育優先原則の徹底や子どもの最低利益は、一番最初に書かれているのですが、その次に、当事者である子どもから意見聴取や子どもの権利を代弁する方策の推進と書いてくださっていますが、私、学校等で働いていた知人からも、大阪府では、子どもの被害者救済システムというものを作ってくださっていて、子どもがいろいろ大変な状況にあったときに、相談できる場所、当然学校の教員は相談に乗れる、また、不安を聞き取ることの一番身近な大人であるべきと思いますが、親・教員、身近な大人にも相談できないような個人的な悩みとか、身近な人だから相談できない悩みを抱えている子どももいます。そのような子どもにとっては、一つでも相談できる場所というのは非常に重要なものかと思っているのですが、被害者救済システム自体が、どれぐらい現場に、子どもたちに届いているかというところに疑問というか、実際ポスター等も作られてから期間が経っていたり、ぜひ、子どもの意見を代弁する方策、聞き取る大人がいろいろな形で子どもの不安や悩みにつながれるようなシステムをより広範囲に子どもに届くような形を検討いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長代理　ありがとうございます。子どもの最善の利益・意見表明権ということなのですが、国が考えている代弁システムというのは、子どもさんに寄り添いながら子どもさんの声を聞き取るという、イギリスやカナダで行われているアドボケイト、アドボカシーという仕組みを想定しています。どこまでどんな形になるかは、多分、これから国で検討されるかと思いますが、例えば最善の利益といったときに、大人が何らかの最善の利益を考えてしまうところがございます。それが本当に子どものためにいいのかどうか、まず、子どもの声を聞こうということです。意見表明ということなのですが、私も児童養護施設の子どもたちといろいろな話をしたり、一緒に暮していたのですが、まず、子どもたちが意見形成をするところからが必要なのです。自分の思いや気持ちを言葉で言えなくて、行動で示すような子どもたちや言いたくても言えない子どもたち、そのような子どもたちを力づけて、エンパワーメントし、きちんと言葉で意見を形成する、そのような力を付ける必要があるのです。そこからの取組みになるだろうと思っていますが、国がどのような体制を作ろうと、構想されるかは調査・研究されているところだと思いますが、非常に私も注目しています。

　大阪府が作られた被害者救済システムは、学校現場でのいじめとか体罰だったかと思いますが、いろいろなところが子どもさんの権利侵害に関するような窓口を置いておられるのですが、連携を取るとか、窓口がいっぱいあるのはいいのですが、全体としてどのような体制を作るか、今ある資源をどのように活用するか、そのような視点も非常に大切だと思っております。私も非常に注目しながら見守りたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございます。

○委員　先ほどのところに戻るのですが、幼保連携型認定子ども園認可部会の審議のまとめがございますが、先ほど私学課のほうから移行等の数字が報告されましたが、私立幼稚園は、大阪府内で４３０弱あるのですが、そのうちの２００が認定子ども園になっていないというかたちに結果的にはなっているのです。これは第一次の総合計画の策定のときに、私も委員として参画させていただいた折りに、再三この場でお願いをしたことだったのですが、私立幼稚園の特性というのが、他には公立幼稚園というのが以前ありました。保育所は、民間保育所と公立保育所と、大きく分けてこの４つの施設が大阪府内には点在していて、１０００を上回るような数がその中にあるわけですが、そのうちで私立幼稚園だけが都道府県所轄なのです。それ以外の３つは市町村が基本的にハンドリングをされていて、違った種別であったために、私立幼稚園は、ご存じだと思いますが、通園バスを利用して、子どもたちに教育の機会均等というような明文化をして、通園バスの通園を可としておりますが、他市から園に通ってくる子どもたちが常態あるわけです。そういたしますと、市町村行政を母体とした今回の認定子ども園制度が、非常に不具合が発生します。例えば１号の子どもで障がいのある子どもが、他の市の認定子ども園にまいりますと、その市の障がいのある子どもたちに対するさまざまな補助施策の該当から外れるのです。住んでいる市が違うために外れるのです。そのようなことが極端な例として起こります。そのことが起こることの可能性を第一次の総合計画のときに、私はたくさん発言させていただいて、大阪府という広域行政が、そこのところをカバーしていただくような形を取ってほしいとお願い申し上げたのです。ただ、市町村との壁が非常に高くて、その当時の私学課の方もたくさん努力をされたのですが、結果的には一切市市間の調整が行われないまま４年間推移しています。たくさんの私立幼稚園が認定子ども園にならず残っている原因の一番の問題はそこなのです。そこを何とか、後ほど総合計画の策定のお話しされるかと思いますが、そのあたりのことを次回の５年間の中で解決することが、国が認定子ども園化を進めているストッパーになっているのは、そのようなことがあるということを皆様方に知っておいていただければと思っております。

○会長代理　はい。ありがとうございます。特に就学前の子どもさんたちが通う施設というのは、非常に地勢的に考えなければいけない部分がありまして、保護者の方から家が近いとか、そのようなことがあるわけですが、市の境界線あたりに住んでいる人が、境界を超えてしまうこともあるので、通園バスを３０分で運行しておられたらあり得るので、そのような市町村の連携が必要と、そのような実態があるとおっしゃっていただきました。ありがとうございます。あと、何か、ございませんでしょうか。はい。お願いします。

○委員　すみません。先ほどの社会的養育の関係で、窓口ということでありましたが、相談窓口ということであるならば、今、要保護の関係もなのですが、子ども食堂、学習の機会ということで、子ども食堂に併設した、大学生や塾講師等のボランティアも得ながら、いろいろなところでこの機会も出てきています。先ほどお話しになった「親に話しができない、なかなか相談ができない、近所のおじさんおばさんの関係の中で、お兄ちゃんやお姉ちゃんなら素直にいろいろな相談ができる」と、そのようなきっかけを大切にしていただいて、それをつなげていただければ、より地域に根ざしたいい関係が作れるのではないかと思いましたので、そこも併せて、よろしくお願いいたします。

○会長代理　ありがとうございます。社会福祉協議会さんも、地域の中でいろいろな資料も集めながら、住民の方を巻き込んで活発に活動していただいております。今回の社会的養育整備体制の整備に関しましては、市町村における子ども家庭支援体制の構築のための取組みというのがございまして、このあたりはかなり地域のボランタリーな資源に期待することになろうかと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。あと何か、ございませんでしょうか。なければ次の議題に移らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。言い残されたことがございましたら、資料の中に掲げております「意見シート」にご記入し、事務局さんにお送りいただければと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

　それでは、２番目の「大阪府子ども施策の状況」について、ご説明、よろしくお願いいたします。

【事務局】議事３（２）について説明

○会長代理　はい。ありがとうございます。非常に多彩な事業をどんどんと展開していただいておりますが、委員の先生方、何か、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○委員　５ページに、一時預かり事業、これだけが☆マークで未達成になっております。後ろもそのようになっておりまして、一時預かり事業、保育園、認定こども園でも十分させていただいてはいるのですが、まずは待機児童解消ということで、施設建設の時、別に取っておりました一時預かり事業の部屋等も、入所児童のためのお部屋ということで活用させていただいておりましたり、また、待機児童が解消してきておられる市町村さんにおかれましては、この一時預かり事業という制度そのものが、一人の保育士を配置しなければならない、しかし、補助金は１２０万円程度しか出てこないということで、一人の人件費に満たない、ただ、１２０万円を超える部分については、一時預かりの利用料から収入を得なさいよということになってくるのですが、なかなかそこのところが一年間通じて一人分の人件費に充当するような収入が上がらないということもございまして、補助事業ではなく自主事業でしておられるところもたくさんおられると確認させていただいておりますので、少しここの数字ですが、達成できていない言い訳をさせていただければと、関係団体としては思っております。

　もう１点、先ほど人材確保のところにあったのですが、保育士の人材確保、大阪府さんも随分積極的に取組んでいただいていて、われわれ大変助かっているのですが、国も言われているのですが、いわゆる産休・育休で子どもを次へ預けて、保育所に復帰したい、復職したいよという方の子どもの入所先がなかなか見つからないことも原因としてございまして、大阪府下の市町村でも、入所に対する点数の加点ということでプラスアルファの加点はしていただいているのですが、同じ市町村、例えば東大阪、私、東大阪なのですが、東大阪市の施設に勤務する場合は加点という形で、例えば八尾市に勤める場合はその加点が低くなったり、このような市町村の形が多いものですから、そこのところはどの市町村でお勤めになられても、保育士の子どもさんは最優先にお預かりいただけるような、広域行政としてのお願いをしていただければありがたいと思います。以上でございます。

○会長代理　ありがとうございます。現場から貴重なご意見をいただきました。何か、コメントございますか。

○事務局　貴重なご意見ありがとうございます。

　まず、１点目でございますが、お詫び申し上げます。こちらの数字、一時預かり事業でございますが、資料２－１の５ページの部分でございます。自己評価にあたって比較する計画値でございますが、こちらについては、私学助成園で行っている預かり保育と、地域子ども子育て支援事業でやっている預かり事業と、それらの値で計画値を設定しているようです。

　市町村のそれぞれの積み上げを大阪府全体の計画値としております。実績を取るときに、私学助成園での実績というのが、延べ人数、延べ利用児童数というところの実績値がございませんので、１３事業の実績値で従来よりご報告させていただいておりますので、計画と実績の数字のアンバランスが生じてしまっているのが現状でございます。今回、改善が図れませんでしたので、次回の報告時には、計画とベースのあった形で実績の報告ができるように改善をしていきたいと思っております。申し訳ございません。

　もう１点目の保育士さんの育休中、産休中での保育所入所の優先取扱というところで、確かに各市の中での取組みは進んでおります。そこを広域にというご意見だったかと思います。大阪府で今年の８月より待機児童解消というところで「待機児童対策協議会」を大阪府と市町村との間で始めております。そのようなところで、このような保育士さんのお子さんの優先入所の広域の取扱についてというところも議題に取上げて、各地域、ブロックごとに市町村でグループワークみたいな形で、まずは自分の市で加点の方法もそれぞれの市で違いますので、そのような状況の確認をし、連携の取組みができないかというところを話し合いを始めているところでございます。府下統一でというところまで、強権的に大阪府が主導してというところはなかなか難しいところではございますが、まずはそれぞれの市の取組みを知っていただき、少しでも歩み寄っていただくような機会の提供、場づくりというところから始めているところでございます。以上でございます。

○会長代理　はい。ありがとうございます。はい。どうぞ。

○委員　非常に丁寧な説明ありがとうございます。何点か質問や要望をしたいと思います。

　私、毎回発言するのに、児童館行政のことについてよく発言するのですが、例えば大阪府子ども総合計画の事業計画の９８ページには、フローチャートで青少年会館とか、児童館というのがあります。現在、大阪府下にも何十個所か児童館や青少年会館があると思いますが、全国的な話で聞いていますと、保育園に次いで多い児童施設、福祉施設として児童館があると聞くわけですが、残念ながら、大阪は、昭和４４年の同和対策事業特別措置法を活用して以降、ほとんど児童館行政は同和対策として位置づけられて進められてきて、現在、府下に住んでおられる方たちが活用していると思うのですが、大阪府は何か位置づけみたいな部分がはっきり見えないと思わざるを得ません。

　例えば本体計画の２１ページに、施設が実施している子育て支援活動という関係等含めてありますが、質問項目に含まれてない状況があります。府下に何か所の児童館、もしくは、青少年会館があって、どれほどの親子がそれを活用しているか、実態把握等を含めて、少し見えない状況含めてありますので、今日でなくてもいいですから、ぜひ、ここは集約をして説明をお願いしたいと思っています。

　私、富田林で働いているときに、乳幼児の関係を１５年間ぐらい児童館で担当しておりました。そうしましたら、保護者の方が「非常に遠いので、すぐ近くの中学校区ぐらい、ベビーカーをついて来られるようなところの児童館を紹介してくれないか」とよく聞かれるのですが、残念ながら、富田林には中学校は８中学校あるのですが、児童館は１館しかないのだと、自分たちが住んでいたところでは、もう少し近くに児童館があり、そのような意味では、これをどのようにするかという問題は今後の課題としてありますが、まず、その児童館なども子どもの居場所だったり、子育て支援の拠点ということで活用したり、また、その実態を把握するということは必要なのではないかということが１点でございます。

　もう１点、本体計画の１４ページに、ペリー幼児教育、名称は違いますが、ペリー幼児教育のことについて触れられています。就学前の段階における取組みの重要さみたいな関係の部分として非常に注目を集めている計画だろうと思いますが、ぜひ、このことを具体に、実践をしてほしいし、支援をしていただきたいと考えております。

　１０年ぐらい前だと思いますが、審議会の中で「親と子の歩みはぐくむプロジェクト」という、僕に言わせれば、「大阪版シュアスタート」みたいな論議がされて、２年間プラス１年間、取組みがされたと思うわけでありまして、そのような意味ではすてきなモデル事業であったわけですが、そのような関係のものが十分総括されたかどうかはよくわかっていません。大阪府が調査をした子どもの生活に関する調査等から見えてきたいろいろな課題から言いましたら、もう一度、大阪版シュアスタートみたいな関係の部分を企画して、「小1プロブレム」を防ぐような取組みがいるのではないかと思います。「小1プロブレム」は、ご存知のように、大阪で一番最初に火を噴いて、全国的な問題として広がりました。校区は府営住宅、公営住宅１００％の小学校で問題が起こったということについては、私が言うまでもなく、大阪府の方々は共通認識を持っているだろうと思います。非常に大切な事業、問題意識ではないだろうかということが２点目です。

　３点目ですが、大阪府のこれらの取組みと、個々の自治体とがしっかりと連動しながらやっていくということが大切だと思います。実態調査を受けて、目指す事業ということで、約２億円ぐらい、２１自治体が手を挙げて、制度を活用して、さらに、子どもの貧困の問題等についての取組みをということでありますが、私が残念に思っているのは、従来から個々に市の事業としてやられていた事業が、せっかく大阪府が、非常に目玉な新規事業ということで予算化したのですが、うがった考え方かもしれませんが、従来市で持ち出していた関係のものを差し替えて、よりバージョンアップの事業として府下で展開されている形に必ずしもなっていないような状況は予算の状況を見ていて思いましたので、せっかくの新規の事業でありますから、効果が上がるような形で展開していただきたいと思います。

○会長代理　はい。ありがとうございます。とても貴重なご意見をいただけたと思います。児童館は、戦災孤児の保護に明け暮れていた時代、児童福祉法の中で遊びを通じて子どもの健全育成を図るという、一般の子どもたちの福祉施設として非常に画期的なものとして作られたわけですが、全国学童保育連盟でしたか、毎年、報告しておられる中でも、いろいろ全国的にも苦労しながら運営している実態がうかがえます。今、保育所がどんどん増えている中、学童の子どもたちの放課後の居場所、これを考えていくのは間近に迫っている課題だろうと思っていますが、先般、学童保育に関して国がきちんとしたガイドラインを作り、１拠点３０人でしたか、そのような基準を置きながら、ここにきて基準を撤廃するという話も出ております。

　放課後の子どもたちの居場所というのをいろいろな形で確保するような取組みをNPOの人たちもがんばっておられるとお伺いしたこともございます。中には、中学生ぐらいの子どもさんを夕方から晩までお預かりするような居場所づくりをしておられるところもあります。中学生の子どもがどっと押しかけるわけではございませんが、群れるのが得意でないような子どもが、夜間ふらっとやってくるみたいなイメージなのですが、そのような子どもの居場所ということに関しましては、児童館はじめ青少年会館、さまざまなところで関わっていただいていると思いますが、今後は大事な課題になってくるかと思っています。ありがとうございます。

○委員　今、委員のおっしゃっていただいた３点、私も豊中市のさまざまな審議会で発言をさせていただいているのですが、特に関東圏からこちらの方においでになった方々が「児童館がないのですね」とよくおっしゃいます。関東圏の児童館がうまく運営されているかどうかわかりませんが、少なくとも館として、子どもの館が大阪には少ないということは、前々から感じていて、行政的にどのようにしていくのか、小学校の空き教室をどのように利用していくのか、いろいろ手があるかと思います。ぜひ、そこを問題にして広げていっていただきたいことが１点、大阪府の子ども総合計画の本体計画の１４ページのペリーのお話をなさいましたが、シカゴ大学でペリーが４０数年間にわたって研究をしたことは非常に有名なのですが、それ以外にもシカゴ大学で実験的に２つの幼稚園をつくって、一つはきちんとしたプログラム、一つは普通のプログラムということでやっている別の研究があるのですが、その一つの幼稚園で積極的な教育をしているプログラムの中に、保護者教育をきちんと加えて、子どもに対する良質な幼児教育プラス保護者教育をして、専門の人が１８回家庭に出向いて、保護者としつけの問題や家庭学習の問題をさまざまなアドバイスをして、小学生になったときに、試験を受けて点数が上がったら１００ドルあげると、家庭学習をしたら１００ドル上げるということをどんどんしていった結果、その幼稚園を出身した子どもたちの学力は飛躍的に伸びている、家庭が変わっていったわけで、お金をあげるのはどうなのかはわかりませんが、結果的に非常に上がっている研究結果もあるのです。ペリーの研究に加えて、そのようなことを考えたときに、家庭に対するコミットメントを積極的にやっていくということが、非常に大切なのだと聞いたことがあります。伊藤先生は今日はご欠席ですが、先生のお話からも聞いたことがあります。

　われわれがやる仕事というのは、私ども幼稚園・保育園ですが、子どもの良質な教育以上に家庭に対する教育というときに、共働き時代になってきて、家庭の保護者が、そのような学ぶチャンス、時間、さまざまなものが制約を受けているという実態も、共働き社会の推進とともに、そのあたりを考えていくという、親の働き方改革がセットになっていないと、きっとこのことは成就しないだろうと思います。そのあたりも大阪府全体としてどのように考えるのかというのは、次の総合計画のときに何らかのアプローチは必要だろうと思っています。

　３点目ですが、保育士の確保の問題の待機児童解消に向けた保育人材の確保の主な取組みという中の一番下側、処遇改善の加算をいただくには、キャリアップ研修を受けなさいというようなことが言われています。文部科学省・内閣府・厚生労働省とそれぞれスキームを作りつつあるのですが、厚生労働省の実施機関、１８機関指定にしましたよと先ほど説明がありましたが、研修は費用が高いのです。民間の研修機関がやっておられるからなのかもわかりませんが、１講座１万円ぐらいかかる講座もざらにあって、職員の賃金が上がるのでいいのではという考え方もあるのですが、これが営利の目的の研修に変化しつつあるのかと思います。

　文部科学省は、私立幼稚園の幼児教育研究機構というところが考えました「保育者・教員の研修俯瞰図」というものを作っております。１０年前です。その研修俯瞰図に基づく研修、さまざまな研修が市町村や都道府県や国であるのですが、無料のものもありますし、費用が若干発生するものもありますが、そのような研修をこのキャリアップ研修に位置づけてよろしいというふうにお墨付きをいただいているのです。ただ、厚生労働省は、別に研修科目を作って、都道府県でそれをやりなさいと指令を出したために、それに群がるように研修企業が入ってきて、高額な研修がなされていると、ここのところは大阪府で調査をしていただいて、安価にそれが受けられるようにしていただかないと、ただでさえ、保育士は研修に行く時間はほとんどありません。８時間子どもに張り付くような体制になっているわけですので、それ以外に自分の時間を使って、高額なお金を払って研修をしないと加算が貰えないという制度は、私は、やはりおかしいと思いますので、そのあたり、幼稚園と認定子ども園と保育所のバランスをお汲み取りいただいて、どの研修を受けても、このキャリアパスの要件になるようにきちんとお考えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長代理　はい。ありがとうございます。ほかに何か、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○委員　障がい児のことに関わっているものですから、聞き逃したのかしれませんが、また、教えていただきたいのですが、障がい児の保育、預かりの状況というのが市町村によってすごく違うというのは、保護者の方からお聞きしていまして、どれぐらい状況を掴んでおられるのか、特に医療的ケアのある子たちの受け入れというのは、まったく拒否している市町村もあると聞いています。もし、状況がわかりましたら教えてください。

○会長代理　事務局さん、いかがでしょうか。幼稚園における障がい児の受け入れ状況です。医療的ケアの必要な子どもがどうしても受け入れて貰えない、そういうことです。

○委員　今、明確に数値としてわかっているわけではないのですが、私立幼稚園の場合は、園児の障がいが診断書や手帳等で減額になった場合は、８０万円弱の国と大阪府が半分ずつ負担をする養護教育補助金というのをいただけるのです。一人に８０万円です。例えば全介助の子どもが来ますと、その人に全介助を付けて、職員を付けて、１対１に付けるということは、８０万円ではできないのです。今、質問にございました、放課後に預かり保育をするときに、その障がいを持った子どもたちを受け入れられるかというと、その８０万円弱というのは、２時までの教育時間に対する補助なのです。２時以降の預かり保育というところには、何ら公的な補助はないのです。とても重い子どもがいた場合にも、昼間の保育については何とかがんばってやるけれども、放課後はなかなか難しいという実態は、これは財政的なことで、園としてその人を抱えてそこでやるということは難しいということですが、障がいが明確ではない子どもたちの中にも、非常に養護の必要な子どもが増えています。その子どもの保護者は、それを意識なさっておられない方も中にはおられて、預けておいたら楽であるというふうなことから、お預けになって、園はてんやわんやということも実際にはあって、預かり保育のところの人材というのは、われわれにとっては、手当がほとんどないということが一番大きな原因なのです。公立の幼稚園の場合は、市町村で加配を付けられて、何とかそれを見ようということが、市町村予算の中でも出されているところもあるのでしょうが、私立の場合は、なかなか難しいのが現状かと思います。

○会長代理　はい。ありがとうございます。

○委員　先ほどのいろいろな支援が必要な子どもが園にきた場合に、規定の人数では、十分な安全確保等に不安を感じているのは、公立幼稚園の先生たちからの話でも聞くところです。そのような加配が十分に付けられるかというと、予算的にも難しかったりするので、同じように子どもたちが安全に通えるように、あと、先ほども出ましたが、医療的ケアで呼吸器等を付けている子たちが、例えば地域に通えたらそのような問題はなくなってくるのですが、支援学校等に通う場合は、呼吸器を付けている子どもは、安全等の関係で通学のバスには乗れないのです。そうすると、保護者の方が送れない状態が出てくると、その子は学校には通えなくなるというような問題もあります。これについては、子どもが通学できるかできないか、学習を保障できるかできないかと大きな問題があるので、どのような形が取れるか検討を進めてくださっているようなのですが、先ほどからもお話があったように、市町村によって障がいに対しての補助やサポート体制が違うために、保護者の方が送れない場合、介護タクシーが使えるよというみたいな市もあれば、そうではない市もあります。そのような形で、やはり障がいを持っている子たち、医療的ケアが必要な子たちが十分に安心して通える状況が、予算的なところで苦慮されている部分、府のほうでもそうだと思いますが、まだまだあるというのが現状にあります。

○会長代理　はい。ありがとうございます。事務局さん、何か、コメントございますか。よろしいでしょうか。

　障がい児の施策については、もともと児童福祉法の中でずっと行われ、一時、障害者自立支援法のほうに移り、また、児童福祉法に戻ってくるという形で、国も障がい児と障がい者の連続しているその体制をどのように作るのか、まだ混乱しているところもあるのかと思いますが、児童福祉法の領域でいうと、児童発達支援センターができて、いろいろなことをやっていただいているのですが、そのような呼吸器やバイタルを確保するためのいろいろな機器を付けているような重症の子どもたちは、利用できる拠点が限られてくるということもあり、非常に難しい問題を抱えているのだろうと思いますが、どんな子どもたちに対しても教育、医療、あるいは療育、保護ですか、そのようなサービスを地域包括ケアみたいに、３０分程度で、何か利用できる体制づくりというのを今後考えていかないといけないのだと思います。

　私、今日初めてここで座長させていただくのですが、非常に活発なご意見をいただきながら進めておりまして、本当にありがたいと思っております。ほかに何か、ご意見なければ、次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。次の案件が終わりましたら、時間がありましたら、どこからでも結構ですので、また、ご意見をいただくと、そのような形でさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

　それでは、３番目の「次期大阪府子ども総合計画の策定等」について、事務局さんからご説明、よろしくお願いいたします。

【事務局】議事３（３）について説明

○会長代理　はい。ありがとうございます。次期の大阪府さんの子ども総合計画策定等について、特に子育て支援事業計画の「量の見込み」の算出に関する調査とか、調査を踏まえながら、また、部会を設けながら進めていくと、そのようなご説明でしたが、何か、委員の先生方、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい。お願いします。

○委員　今、ご説明をいただいた保育士等の人材確保のところのページ等なのですが、人材確保が非常に難しいのは保育士だけではないのです。幼稚園教諭も採用するのが難しいという時代を迎えているので、このような書きぶりのところで「保育士等」だけでなく、「幼稚園教諭」という文言も挿入いただきたいと思います。各所にあると思いますが、もちろん「等」のところに含めてますよとイメージなのだと思いますが、一応文字面で現れるほうが悲壮感が漂いますので、そのほうがいいかと思ったりもしますので、よろしくお願いいたします。

○会長代理　事務局さん、ご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。ほか何か、ございませんでしょうか。はい。お願いします。

○委員　内閣府が出されている「考え方」の例の柱のところ３のところ、政策動向のところで「女性就業率が８０％に対応できるように」ということで出されてはいるのですが、実際に８０％の就業率が確保できるのかどうか、また、働きたいと思われる方がそれだけいらっしゃるのか、特に乳幼児期の０歳から２歳ぐらいまでは、やはり「自分で子育てしたいよね」という保護者の方もたくさんいらっしゃいますと思いますので、仕事をしたいという思いと併せて、それだけ仕事が実際にあるのかどうか、明日、万博が決まり、IRが誘致できれば、確保としてできるかもしれませんが、現状の大阪を見ていますと、８０％というのは難しいという気もいたしますので、そこの数字を鵜呑みにして計画してしまうと、何か箱物ばかりを作ってしまいそうな気もしますので、よろしくお願いできればと思います

○会長代理　はい。ありがとうございます。あと何か、ございませんでしょうか。

○委員　まったくの素人なので、この数字など私にはわからないことですが、PTAの代表としてこちらに寄せていただきまして、今、私の立場は大阪府私立幼稚園PTA連合会の会長なのですが、一昨年には市でPTAの会長などもしておりまして、思うところがあって、委員がおっしゃっておられたように、保護者の教育ということに対して、昔のままPTAの形が進んでしまっているのかなという部分が強くて、PTAの中身自体、働き方改革ではないのですが、行政の方を巻き込んですることなのかと思いますが、少しPTAの中身も改革していかないと、専業主婦だったころのことをメインで活動されているところが多いとは思いますので、幼稚園のPTAもそうなのですが、小学校も中学校も、また、公立幼稚園もそうなのですが、PTA活動に無理が生じているところが多数ありまして、PTA役員になり手ももちろんありませんし、せっかく補助金をいただいている事業に関しても、「去年こうだったからこうしないといけないよね」と中身のない事業になってしまっていることもあろうかと思いますので、保護者は、私も２３歳で子どもが産まれた者で、教育の素人として子どもを見ていたところで、最近このようなことで参加させていただいて、教育ってこんなもんなのだと気づきはできたのですが、このように参加をする保護者というのはほとんどいないのが現状かなというものがありまして、もう少し広報力の向上をお互い図っていくところも必要かと思いますし、非常にまとめにくいところでもあるのですが、情報発信力を少し付けたいと思います。

　今はネットによってPTAの批判だけは各方面に広がっているとは思いますが、中身に「良いこともやっているのですよ」という周知能力が欠けているところが現状ですので、行政などとPTAと、また、府で教員の方と一緒にいい情報を広めていければと思っておりますので、そのようなところにもお力添えをいただけたらと思っております。

○会長代理　はい。ありがとうございます。そろそろ時間が迫ってきているのですが、特に先生方、何もなければ、その他の案件ということなのですが、事務局さん、何か、ございませんでしょうか。特にございませんか。なければ、項目のほう「児童虐待防止の取組み」について、こちらに移らせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

　それでは、事務局さん、ご説明お願いいたします。

【事務局】議事４について説明

○会長代理　ありがとうございます。ただ今のご報告に関しまして、何か、ご質問ございませんでしょうか。ほとんど時間はなくなってしまっているのですが、もし、よろしければ、本日お配りしている用紙で結構ですので、ご意見用紙に何か書いて事務局さんまでお知らせいただけたらと思います。よろしいでしょうか。あと、事務局さんから、先ほど障がいを持つ子どもさんのこともありましたが、いかがでしょうか。

○事務局　すみません。先ほどお答えできなかった部分なのですが、教育庁私学課でございます。

　委員から、医療的ケアの必要な園児をどれぐらい受け入れされているかとご質問を頂戴しておりまして、別の委員からも私立幼稚園の関係の補助制度というようなことで、ご案内もいただいておりまして、ただ、さまざまな問題もあるのだとご意見も頂戴しているところなのですが、今、私立幼稚園に対する特別支援教育助成という制度がございまして、こちらのほうは、情緒障がい、ご指摘のあった医療的ケアとイコールとはならないのですが、例えば情緒障がいをお持ちのお子さん、あるいは、心身障がいのあるお子さん等、このようなお子さんに対して、担任教員だけではしっかりとした教育、ケアをしていけないところもありますので、例えば加配教員を付けていただいたり、人件費への充当をしていただく等々の補助金といたしまして、一人当たり７８万４０００円と、これは半分国費が入っておりますが、このような補助をしている制度がございまして、どれぐらいこの制度をお使いいただいているかのご報告だけになりますが、平成２８年度ですが、２０１園で活用いただいておりまして、お子さんの数が１１５７名、１１５７名のお子さんに対して補助を２０１園に対して補助をしていると、また、平成２９年度の実績でございますが、園数でいいますと１９１園、お子さんの数としますと１１２８名、このぐらいの人数に対して補助を行っている数値です。委員が求めておられる数値とはイコールではないですが、一定このような補助をしているということでご報告させていただきます。ありがとうございます。

○会長代理　ありがとうございます。すみません。時間が過ぎてしまいまして、そろそろ閉めたいのですが、特に何か、今までのことで言い残しているご意見等ございませんでしょうか。はい。お願いします。

○委員　要望だけですので、お返事なくて結構ですので、ご返事ありがとうございました。

　私が知りたかったのは、その内容が市町村によって差があるのはどうしてなのだろうと、それぞれ市町村によって事情があるかと思いますが、そのようなところも可能な範囲で掴んでいただければありがたいかと思っています。

　もう１点、虐待のことに関してこれも要望だけなのですが、委員の先生方もご存じかと思いますが、欧米に比べて、日本は虐待児に対する対応する職員が非常に少ないというのがすごく強調されているところだと思います。例えば北米ですと、１０人以上抱えるなと言われているのですが、日本ではお一人の方がとてつもない数を対応されていて、どうしても取りこぼしが起こるような状況があると思います。その辺もぜひ大阪府として取組んでいただければという要望です。

○会長代理　はい。ありがとうございます。特にございませんでしょうか。申し訳ございません。代理ということで司会進行を務めさせていただきましたが、時間が過ぎてしまいました。申し訳ございません。私が、しゃべりすぎたかと思います。反省いたしております。

　それでは、本日の予定、案件は一応ご報告、ご意見を賜ったと思いますので、進行を司会の方にお返ししたいと思います。どうもありがとうございます。

○事務局　以上をもちまして、平成３０年度第１回大阪府子ども施策審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

（終了）